鹿児島県公報

令和5年8月22日(火)第441号



示

行 鹿 発 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

次 目

(※については例規集登載事項)

(保健医療福祉課取扱い) 1

(障害福祉課取扱い) 1

(水産振興課取扱い) 2

ページ

- ○救急病院等の認定
- ○身体障害者福祉法に基づく医師の指定
- ○漁獲共済に係る区域及び区分の設定
- ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (姶良・伊佐地域振興局取扱い)2
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉

サービスの事業の廃止 (大島支庁取扱い) 2

告

告 公

○指定管理者の公募公告(2件)

公安委員会告示

○遊技機の型式の検定の告示

(都市計画課取扱い) 3

(生活安全企画課取扱い) 5

示

鹿児島県告示第657号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、次のとお り救急病院又は救急診療所として認定した。

令和5年8月22日

鹿児島県知事 塩田康一

| 救急病院・救急 | 名 | 称 | 所 | 在 | 地 | 認定の有効期間 | |
|---------|--------|------|------------|-----|------|------------|--|
| 診療所の別 | | | | | | | |
| 救急病院 | 大勝病院 | | 鹿児島市真砂本町3番 | | は町3番 | 令和5年8月3日から | |
| | | | 95号 | | | 令和8年8月2日まで | |
| 救急診療所 | いじゅういん | /脳神経 | 日置市伊集院町徳重一 | | 丁徳重一 | 令和5年8月3日から | |
| | 外科 | | 丁目12番 | 地 2 | | 令和8年8月2日まで | |

鹿児島県告示第658号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の 交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和5年8月22日

鹿児島県知事 塩田康一

| 医師の氏名 | 従事する病院 | 担当する診療科 | 指定年月 | |
|-------|-----------|-------------|------|------|
| 医師の氏名 | 名 称 | 所 在 地 | 目 | 日 |
| 德浦 大樹 | 県立大島病院 | 奄美市名瀬真名津町 | 神経内科 | 令和5年 |
| | | 18番1号 | | 8月8日 |
| 田中 充 | こまき内科循環器科 | 姶良市宮島町55-10 | 内科 | 令和5年 |
| | クリニック | | | 8月8日 |
| 濱田 拓人 | 青雲会病院 | 姶良市西餅田3011番 | 眼科 | 令和5年 |
| | | 地 | | 8月8日 |

鹿児島県公報

| 西田 | 明弘 | 医療法人三心会西田 | 指宿市十二町2105番 | 神経内科 | 令和5年 |
|----|----|-----------|-------------|------|------|
| | | 病院 | 地 1 | | 8月8日 |

鹿児島県告示第659号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が令和5年8月22日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また,令和4年2月22日鹿児島県告示第133号(漁獲共済に係る区域及び区分の設定)は, 廃止する。

令和5年8月22日

鹿児島県知事 塩田康一

| | 起九曲, |
|-----------------|----------------------------|
| 区域 | 区分 |
| 阿久根市阿久根区域 | (1) 主として機船底びき網漁業を営む漁業,主として |
| (阿久根市の地区のうち阿久根 | 棒受網漁業を営む漁業又は機船底びき網漁業及び棒 |
| 市黒之浜区域, 阿久根市折口区 | 受網漁業を併せて営む漁業 |
| 域、阿久根市大川区域及び阿久 | (2) 主として一本釣り漁業を営む漁業 |
| 根市西目区域を除く地区) | (3) 主としてごち網漁業を営む漁業,主としてふぐか |
| | ご漁業を営む漁業又は主としてきびなご流網漁業を |
| | 営む漁業 |
| | (4) 主として磯建網漁業を営む漁業 |
| | (5) (1)から(4)までに掲げる漁業以外の漁業 |

姶良•伊佐地域振興局告示第30号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和5年8月22日

姶良·伊佐地域振興局長 向窪憲和

| 事 業 所 | | 申請者 | | | 松安左口 | 障害児通 |
|-------|----------|---------|------------|------------|--------|------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏 名 | 指定年月 日 | 所支援の 種類 |
| ぽこりっと | 姶良市東餅田 | 株式会社ヘルプ | 霧島市溝辺町麓 | 山﨑 博文 | 令和5年 | 放課後等 |
| | 2276番地 3 | | 4198番地 1 | | 5月15日 | デイサービス |

大島支庁告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和5年8月22日

大島支庁長 新川康枝

| 事業所 | | | 指定障害福祉サービス事業者 | | | | 障害福祉 |
|-----|-------|-----------|---------------|-----------|-------|-------|------|
| kz | ±4- | =C + 114 | to the | 主たる事務所の | 代表者の氏 | 廃止年月 | サービス |
| 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 所在地 | 名 | | の種類 | |
| こころ | | 奄美市笠利町大 | 株式会社ダイタ | 奄美市笠利町大 | 大野 隼人 | 令和5年 | 就労継続 |
| | | 字節田1507番地 | ツ | 字節田1507番地 | | 3月31日 | 支援A型 |

公告

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。)第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和5年8月22日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
 - 吉野公園
- 公の施設の所在地 鹿児島市
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) 公園施設の維持管理に関する業務
 - (2) 都市公園の利用の制限に関する業務
 - (3) 有料公園施設の利用の許可に関する業務
 - (4) 有料公園施設の利用に係る料金に関する業務
 - (5) 都市公園の利用の促進に関する業務
 - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 5 条例第5条の規定による申請(以下「申請」という。)に必要な資格
 - (1) 鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体(以下「団体等」という。)であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
 - (5) 法人県民税, 法人事業税, 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。 なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 役員等が、暴力団員等(鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第 2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であると認められる団体等
 - ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
 - エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、 金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又 は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等 キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこ れらを利用している団体等
 - ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- 6 複数の団体等による申請

施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。

- 7 申請の方法
 - (1) 申請書類
 - ア 指定管理者指定申請書
 - イ 管理の業務に関する事業計画書(以下「事業計画書」という。)
 - ウ 管理の業務に関する収支予算書
 - エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為(法人以外の団体にあ

っては、定款その他の基本約款)

オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類

カ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の提出先

鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係(鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577)

8 申請を受け付ける期間

令和5年9月19日(火)から同月29日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送により提出する場合は、令和5年9月29日の消印のあるものまで受け付ける。

- 9 条例第6条各号に掲げる選定の基準
 - (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
 - (4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項
- 10 その他
 - (1) 詳細は、募集要項によるものとする。
 - (2) 募集要項は、鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係(鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577)において、令和5年8月22日(火)から同年9月29日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。

......

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。)第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和5年8月22日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
 - 大隅広域公園
- 2 公の施設の所在地

鹿屋市及び肝属郡肝付町

- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) 公園施設の維持管理に関する業務
 - (2) 都市公園の利用の制限に関する業務
 - (3) 有料公園施設の利用の許可に関する業務
 - (4) 有料公園施設の利用に係る料金に関する業務
 - (5) 都市公園の利用の促進に関する業務
 - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

- 5 条例第5条の規定による申請(以下「申請」という。)に必要な資格
 - (1) 鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体(以下「団体等」という。)であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
 - (5) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。 なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第 2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 役員等が、暴力団員等(鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第 2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であると認められる団体等
- ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
- エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、 金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又 は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
- ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- 6 複数の団体等による申請

施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。

- 7 申請の方法
 - (1) 申請書類
 - ア 指定管理者指定申請書
 - イ 管理の業務に関する事業計画書(以下「事業計画書」という。)
 - ウ 管理の業務に関する収支予算書
 - エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為(法人以外の団体にあっては、定款その他の基本約款)
 - オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類
 - カ その他知事が必要と認める書類
 - (2) 申請書類の提出先

鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係(鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577)

8 申請を受け付ける期間

令和5年9月19日(火)から同月29日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送により提出する場合は、令和5年9月29日の消印のあるものまで受け付ける。

- 9 条例第6条各号に掲げる選定の基準
 - (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
 - (4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項
- 10 その他
 - (1) 詳細は、募集要項によるものとする。
 - (2) 募集要項は、鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係(鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577)において、令和5年8月22日(火)から同年9月29日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第78号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項

の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和5年8月22日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

| 遊技機の種類 | 型式名 | 製造者の氏名又は名称 | 検定番号 |
|--------|-----------|------------|--------|
| 回胴式遊技機 | Sちゅらちゅら/G | LUX株式会社 | 2S1834 |